

実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則の一部改正について

平成23年11月24日
経済産業省
原子力安全・保安院
原子力防災課

1. 背景

平成23年2月に公開された、国際原子力機関の核物質防護に関する勧告文書（以下「INFCIRC/225/Rev. 5」という。）において、深層防護の観点から、周辺防護区域の周辺に立入が制限かつ管理され、公共から分離された区域（立入制限区域）を新たに設けること等が勧告された。

また、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に起因する東京電力（株）福島第一原子力発電所事故は、全交流電源喪失、原子炉施設の冷却機能の喪失、使用済燃料貯蔵槽の冷却機能の喪失が事故の拡大をもたらした。

さらに、近年、国及び企業に対するサイバー攻撃が頻発しており、国際的にもサイバーテロの脅威が高まっている。

以上の状況を踏まえ、原子力発電所において講じるべき防護措置の区分及び内容を定めた実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和53年通商産業省令第77号。以下「規則」という。）を改正し、原子力発電所における防護措置を強化することとした。

2. 現行制度の概要

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）第35条第2項において、原子炉設置者は、原子炉を設置した工場又は事業所において特定核燃料物質を取り扱う場合で政令で定める場合には、主務省令で定めるところにより、防護措置を講じなければならないこととなっており、規則第15条の2において、防護措置として、特定核燃料物質の防護のための区域の設定及び管理、施設等による特定核燃料物質の管理、特定核燃料物質の防護上必要な設備及び装置の整備及び点検その他の特定核燃料物質の防護のために必要な措置を規定している。

3. 改正の概要

（1）立入制限区域の設定

特定核燃料物質の防護のための区域設定は、特定核燃料物質の防護のための区域として防護区域、防護区域における防護をより確実に行うための区域として防護区域の周辺に周辺防護区域を定めている。

人の立入りを制限し、防護区域への侵入を阻止・遅延させるために、周辺防護区域の周辺に新たに立入制限区域を設けて、周辺防護区域と同様の防護措置を講じることを規定する。

(2) 間接的に特定核燃料物質の漏出に繋がる設備の防護

交流電源、原子炉施設の冷却機能又は使用済燃料貯蔵槽の冷却機能に係る設備のうち、防護区域の外にあり、容易に妨害行為又は破壊行為を受けるおそれがある設備であって、これらの行為により原子炉施設又は使用済燃料貯蔵槽を冷却する機能が喪失し、間接的に特定核燃料物質が原子力発電所の外に漏出させることとなるおそれがある設備に対し防護措置を講じることを規定する。

(3) サイバーテロ対策

インターネットを通じたサイバー攻撃に対する防護措置を講じることを規定する。

上記(1)から(3)までを規定するため、規則第15条の2第2項を改正する。

4. 今後のスケジュール

公布・施行 平成23年12月下旬(予定)